

フランス農村集落における景観の持続と更新

—アルザス地方サント・クロワ・オン・プレヌ集落を対象として—

清尾 景子

1. はじめに

1-1. 研究の背景と目的

今日、日本において景観制度への関心は高まりを見せているが、農村の集落構成や生活に配慮した景観保全の手法は未だ定まっていない。そこで本研究ではフランスの農村集落を対象に、その空間構成や現在までの集落の変容を調査することで、実際にどのように景観制度が運用されているかを明らかにし、農村集落景観の持続と更新について考察する。

1-2. 対象地域概要

本研究の対象となるのは、フランス国アルザス地域圏オハン県サント・クロワ・オン・プレヌ (France, Alsace, Haut-Rhin, Sainte Croix-en-Plaine) である。サント・クロワ・オン・プレヌは、ライン川沿いの平野部に位置する、穀物栽培を主な生業とする農村集落であり、フランスの最小行政単位であるコミューンの1つである。なお、本稿では以下、サント・クロワ・オン・プレヌをサント・クロワと表記する。

1-3. 研究・調査概要

本研究を進めるにあたり、2008年10月に現地実測調査ならびにPOSに関する資料収集を行った。本稿での分析には、調査で採取した平面図、断面図、屋敷図、集落図ならびに、入手した景観制度条文を独自に翻訳したものを用いている。

2. サント・クロワにおけるPOSの運用

2-1. フランスにおける景観制度

フランスにおける都市計画策定主体は国・地域圏・

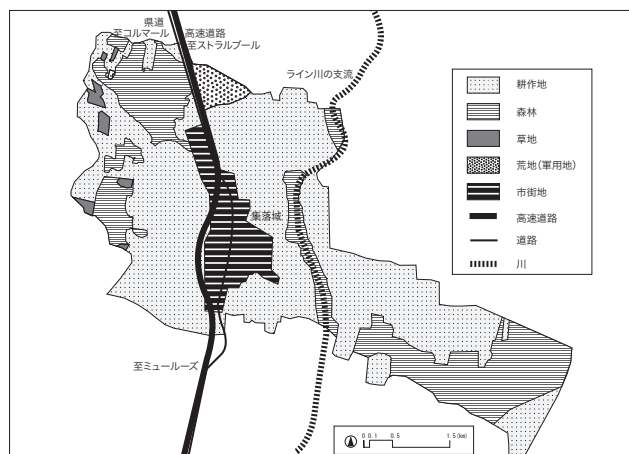


図1. サント・クロワの領域構成

コミューンなど多岐に渡るが、その中でも本研究では特に、農村景観に大きく寄与する都市計画文書であるPOS (Plan d'Occupation des Sols: 土地占用計画) ならびに歴史的モニュメント制度に着目する。

POSは1967年に「土地利用の方向付けの法律」として制定された都市計画文書である。策定主体は基礎自治体にあり、報告書・図面・規則書・付属文書から成る。POSでは土地の用途区域を定め、その用途・性質に関する具体的な規則を定めている。

また、歴史的モニュメント制度は、1913年法として定められ、「指定」または「登録」された歴史的物件から半径500m以内の区域で景観保全が成される。この区域内において建設を行う全ての場合には、各県に配置されたABF監視官*1による建設許可を受けなくてはならない。

本研究の対象地であるサント・クロワでは、旧集落域中心部にある教会が歴史的モニュメントとして指定され、旧集落域内の全ての建築物に対し、ファサードの改変を伴う建設行為の際には監視官による建設許可が必要となり、POSによる面的な用途区分と歴史的建造物との関係という2つの景観政策が施されている。

2-2. サント・クロワのPOS

サント・クロワのPOSは1976年に策定されて以降、1984年、1994年、2006年に3度の改定が行われているが、現行のPOSは1994年の改定に基づいたものである。本研究ではこれらの制度の比較・分析を行い、どのような景観保全が行われているかを明らかにする。

コミューン領域はその開発の目的によって、UA・UB・UE・NA・NC・ND区域に大別される。旧集落域を含むUA区域は、高密度居住地が形成される集落の中心的性格を担う地域であり、整備方針として「中心市街地の本来の性格を守る一方で、既存の空気を満たして密度を高めることや、当該区域の居住者の要求にもとづいた開発行為は奨励されている」と表記されている。また、UA区域の規則書によれば、ファサードの連続が作り出す通りの景観を維持することが求められるほか、建蔽率を3/4以下、高さを棟高14m以下にし、この地方に特有の赤い屋根瓦の切り妻屋根で傾斜を45度以上に

すること以外は、細かい規則は明記されていない。そのほかの部分については「材料・色は周囲との調和を図ること」と明記され、建設許可の判断は個々の場合に応じてなされる。

一方、**図2**に示すようにUA区域は1976年当初の制定に比べ、1994年の改定の際にその範囲が拡大されている。新たにUA区域となった住宅には、近年分譲された**写真1**のような住宅が含まれる。この背景には、分譲地の開発や旧集落域内の人口の流出により景観が損なわれつつあった当時の状況への危惧があったと考えられる。新たにUA区域へと指定が変更された郊外の地域においては、既存の旧集落域の性格に配慮して建設行為を行うことが求められることとなる。実際に、現在住居の外装に使用している色が、以前は自由に選ぶことができたが、今後の改修の際には使用できないという事例も確認された(**写真2**)。このように、時代とともに移り変わる集落の変化がその後再検討され、制度の度重なる見直し・改正に反映されていることが明らかになった。

3. サント・クロワ集落の空間特性

3-1. 集落の構成

サント・クロワはコルマルの南約9kmに位置するコミューンで、1999年の人口は2121人となっている。大規模集約されたトウモロコシ生産と、牛の飼育が盛



写真1. UA区域への変更(1) 写真2. UA区域への変更(2)



図2. サント・クロワ POS 図(左:1976年、右:1994年)

んであり、オハン県でも有数の農業コミューンである。

その起源は11世紀に遡る。1035年に近隣集落エギュスハイムの伯爵が現在のサント・クロワの中心部に修道院を建設したことに集落の歴史は始まる。その後、周辺に住居が建設され、13世紀頃までには居住域の周辺を城壁が取り囲み、高密度居住の集落が形成された。

サント・クロワの領域は東西に長く、農耕地・森林・居住地・道路等によって構成される(**図1**)。特に居住地を形成する集落部分は、円形の旧集落域と、その周辺に広がる住宅地からなる。旧集落域は教会を中心に住宅地が広がり、その周囲を城壁が取り囲み、そのさらに外周を濠(現在は緑地帯)が囲むという、同心円状の集落構成を持つ。また、コルマルとパーゼルを結ぶ街道が集落西側を南北に貫き、街道沿いが商業的な中心地となっており、街道と城壁に挟まれた部分には短冊状の敷地が並ぶ。当初の貴族支配の時代から現在に至るまで、建築物が幾度にも改変された中でも、旧集落域の骨格となるこの構成は継続され、景観の基礎を築いている(**図3**)。

旧集落域周辺には、1800年代以降に建設された農家が道に沿って存在し、さらにその外周には1960年代以降に分譲された住宅地が広がる。

なお、1998年には25軒の専業農家が確認されているが、そのうち旧集落域内では3軒が存在している。しかし、2008年度の調査で確認できた専業農家は1軒のみであった。

3-2. 屋敷の空間構成

ここでは、旧集落域内の屋敷の構成や用途の変化と、その変化と景観保全の関わりについて事例をもとに考

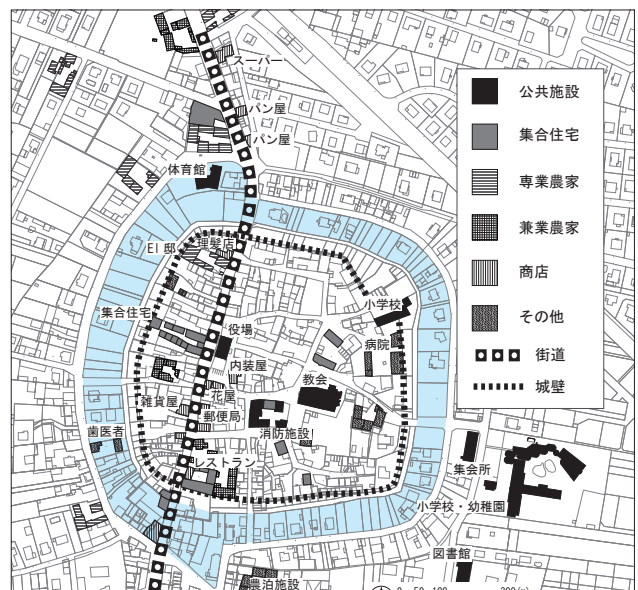


図3. サント・クロワ中心部用途

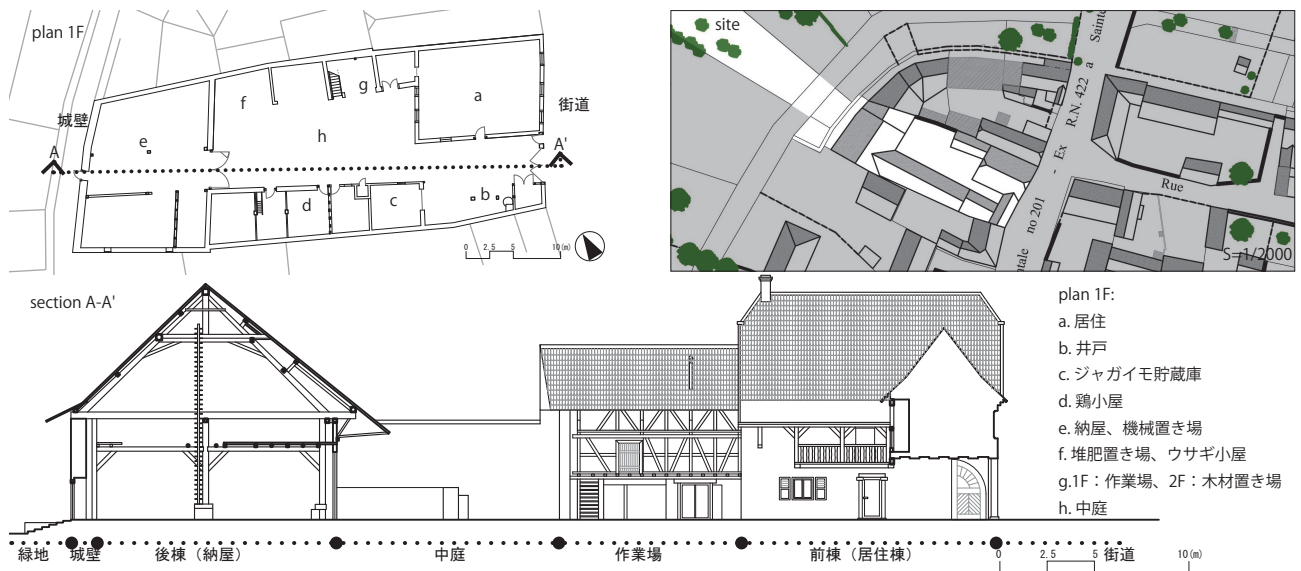


図 4. E1 邸

察する。

(i) E1 邸

E1 邸は旧集落域内に位置する 1600 年代に建設された農家であり、現在も農業を営む老夫婦が居住している。

屋敷構成は、旧集落域内北西に位置する短冊状の敷地に前棟・後棟と、それを繋ぐように南側の棟が配置され、後棟の壁は集落を囲む城壁と一体になっている。また、城壁後背部の緑地も所有する。

集落を南北に走る街道に面した東側の建物は居住空間として使用され、1 階部分には中庭へとつながるアーチ型の門がある (写真 3)。敷地南側の棟は 1 階を牛舎、2 階を飼料倉庫として使用していたが (写真 4)、現在は規模を縮小して家庭用の鶏などを飼育している。また、居住者の老夫婦が栽培するジャガイモの貯蔵庫も併設されており、天気の良い日は屋敷の前でジャガイモや大根を販売している。城壁側の後棟は納屋で、棟高 10m 以上の大空間である。天井まで梯子がかかっており、収穫した穀物を積み上げたり、機械を収納するための場所である (写真 6)。

この農家は代々トウモロコシの栽培を主に手がけており、旧集落域内に現存する唯一の専業農家である。しかし、農業の機械化に伴って、使用する機械が入り口のアーチ型の門を通らなくなり、収穫量も増えたことから、集落周辺の農地付近に新たに倉庫を建設し、農業の拠点を設けている。このように、サント・クロワは農業コミュニティとして位置付けられている一方で、農業の集約化のために旧集落域内の敷地では十分な設備空間が確保できず、農家は郊外へと移転する傾向にある。農家住宅が並ぶ伝統的な町並みが残る通り沿い



写真 3. 外観 (街道より)



写真 4. 中庭



写真 5. 納屋と居住棟



写真 6. 納屋内部

で、今なお農家として屋敷を利用している事例はほとんど見受けられない。

(ii) 分譲集合住宅へのコンバージョン

この集合住宅は、E1 邸と同じく集落中心部の街道沿いに位置する。本来は農家住宅として使用されていたが、2006 年に分譲集合住宅として大規模な改修がなされた。

元の農家住宅は、短冊状の敷地に居住棟や倉庫、納屋といった建設年代の異なる棟が分散して建設されている一般的な屋敷構成をとる。改修では、これらの棟を渡り廊下や階段でつなぎ (写真 9)、1 階部分を駐車スペース、2 階部分を居住スペースとして設計している。また、ファサードのスケールやデザインは変えることなく修復・保存され、屋根には赤い瓦を葺き、天窓を多く設けて採光を確保している。以前は瓦を透明な素材に変えることによって天井裏の空間の採光を確保していたが、近年の改修では技術の改善により出窓を設ける事例が多い。また、この集合住宅は集落のメインストリートに沿った建物であることから、1 階部



図5. 集合住宅へのコンバージョン※2

分に商業物件が誘致されている。設計当時の企画書によれば※2、改修のデザインを行うにあたり、歴史的な観点と、近隣の建築物との連続性という観点を重視することが記されている。この方針を受けて、建物のファサードは既存のハーフティンバーを残しながら、壁面の修復がなされている（写真7）。さらに、屋敷後部は城壁を建物の壁として利用しているが、大規模な改変がなされ、テラスが設置されている（写真10）。

以上のことから、サント・クロワ集落の農家は、農業の集約化のためにより大規模な設備を必要とするようになり郊外へと移転した一方で、それに伴い空き家となった屋敷は、用途変更とともに大規模に改修され、使用されていることが明らかになった。農家住宅から集合住宅への用途変更は集落内で複数確認され（図3）、スプロール型の分譲地開発に変わる新たな人口流入の傾向であると考えられる。

4. まとめ

サント・クロワでの穀物栽培農業は集約化され、農家は旧集落域からより広い郊外へと移転した。一方で、コルマルなどの近隣都市に 就労する人口のサント・クロワ集落への流入は、郊外の分譲地に始まり、現在は旧集落域内部にも見受けられる。また、実際の事例から伝統的な建築を以前と同様に使用していることは稀であり、集落内では何らかの改変や用途変更を行い、

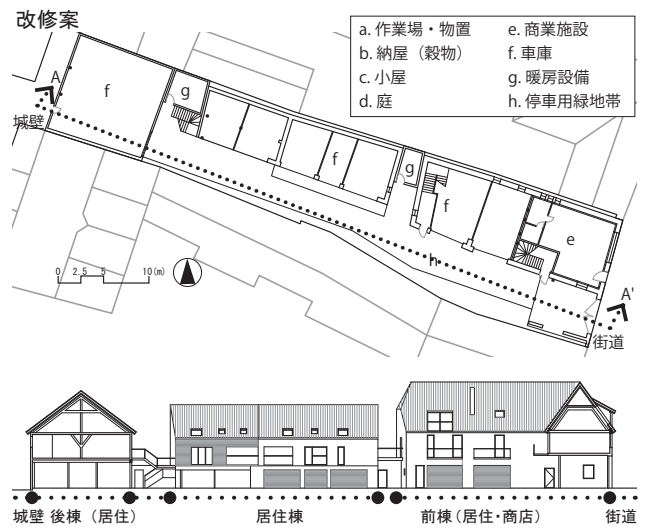


写真7. 集合住宅正面

写真8. 中庭部分



写真9. 連絡階段

写真10. 城壁部分

建物を利用していることが明らかになった。

この集落の変化に対して景観制度は、建築物の用途や設備、デザインについて、変更が可能な仕組みを持っている。ベッドタウンと集約農業という2つの側面を併せ持つサント・クロワのような集落は、その変容に合わせて建築を更新してきたが、景観制度はこうした集落の特性を考慮して、改変の許容の仕方を決定していると言える。

ここで大切にされる景観とは、ある時点での状態を維持したものではない。集落の文脈の中で行われてきた更新の積み重ねこそが現在の景観であり、それを検討し、支えるものとして制度が機能していると言える。

※1. Architecte des Bâtiment de France (フランス建造物建築家) の略。

※2. 改築案については、2008年10月の現地調査の際に入手した確認申請図面にに基づき、作成したものである。

(参考文献)

1) SAINTE CROIX EN PLAINE PLAN D' OCCUPATION DES SOLS 1974/1984/1994/2006

2) 福原信一「フランス農村集落の景観制度とその実態-アルザス地方ゲベルシュウィル集落を対象として-」(九州大学大学院、2007年度)